



おとなの時間 法律相談所

第1回

「死後事務委任契約とは」

遺言で対応できない事項を
誰かに託す

「死後事務委任契約」とは、委任者(本人)が受任者に対して、自己の死後の葬儀や埋葬等に関する事務についての代理権を付与して、自己の死後の事務を委託する委任契約をいいます。

あくまで「事務手続き」になりますので、財産の承継(誰に相続させるか)等の指定は、遺言書の中で指定しなければなりません。遺言書の中で死後事務委任的条項を記載することは可能ですが、遺言書が開示されるのは葬儀・納骨等がひと通り落ち着いたらというケースが多いので、これでは本人の意図が確実に実現されない可能性が高くなります。そこで、遺言書の存在を前提とし、それを補完するものとしてこの契約があります。

急を要する死後の事務を、予め信頼できる第三者に契約により託しておくことで、死亡時の備えとして安心といえます。よくあるご依頼は、一人暮らしの高齢

者が、自己の死後に遠方に住む子供や孫、遠縁の親戚、家主さん、ご近所の方々等に迷惑をかけることなく、ひっそりと速やかに葬儀や遺品整理を済ませたいというケースです。もちろん、身寄りのない方からのご相談も少なくありません。

「大きな財産が無いから」との理由で遺言書を作成しない方もいますが、死後事務委任契約は、遺産の有無にかかわらず、どんな方でも関係してくる問題です。安心して死後事務を任せられる家族・親族等がいれば問題ありませんが、核家族化・親族関係の希薄化が進んでいる今日においては、潜在的な需要も含めて、大きな需要があると現場を通して感じています。

死後事務の主な内容

代表的な死後事務の内容は、以下の通りですので、これらに関して契約書の中で、本人の希望を詳細に記載します。



講師
宮田総合法務事務所代表
宮田 浩志 先生

- ① 家族・親族、親友、関係者等への死亡した旨の連絡事務
- ② 葬儀、火葬、埋葬、納骨、永代供養等に関する事務
- ③ 生活用品・家財道具等の遺品(動産類一式)の整理・処分に関する事務
- ④ 貸借物件の退去明渡事務
- ⑤ 相続人・受贈者・遺言執行者等への相続財産の引継事務

4点セットで 万全の老後と相続を

可能であれば、「任意後見契約」「見守り契約」「遺言書」を含めた4点セットで一緒にご検討されることをお勧めします(詳細は次回以降)。但し、最初から4点セットで検討するのは、かなりハードルが高いかもしれません。その場合、検討する順番としては、①「遺言書」②「任意後見契約」と「見守り契約」③「死後事務委任契約」でも良いでしょう。

大切なことは、「ご自身の漠然とした不安を解消すること」、それから、「自分亡き後のトラブル発生を可能な限り防ぐこと」です。この2点を実現するための最善・最良の方法がこの4点セットであり、死後事務委任契約は、その一端を担うものだと思っております。

宮田総合法務事務所

【住所】 〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目18番3号
サニーシティ吉祥寺802号

【営業時間】 平日18:30~19:00

【代表者】 司法書士 宮田浩志

【設立開業】 2000年3月

【事務所構成員】 司法書士2名、法務コンサルティングスタッフ5名

【電話番号】 0422-23-7808

【WEB】 <http://www.legalservice.jp/>

1974年7月3日生まれ

東京学芸大学附属小金井中学校卒

東京学芸大学附属高等学校卒

早稲田大学法学部在学中に宅地建物

取引主任者資格・行政書士資格・司法

書士資格を取得し、2000年3月に吉祥

寺に宮田総合法務事務所を開業する。

簡易裁判所訴訟代理権認定司法書士

(認定第301426号)

マンション管理士

住宅ローンアドバイザー

(社)成年後見センター・リーガルサポー

ト会員

(財)武蔵野市福祉公社権利擁護事業

運営監視委員

武蔵野商工会議所法律相談員